

## 浜松市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

（趣旨）

第1 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定基準）

第2 法第59条第1項による指定自立支援医療機関の指定基準は、別表第1によるものとする。

（申請）

第3 指定自立支援医療機関の新規の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類により、市長に申請するものとする。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第1号の1）

イ 主として担当する医師の経歴書（様式第1号の1別紙1）

ウ 主として担当する医師免許証の写し

エ 役員の氏名、生年月日及び住所（様式第1号の1別紙2）

(2) 薬局の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式第1号の2）

イ 薬剤師の経歴書（様式第1号の2別紙1）

ウ 薬剤師免許証の写し

エ 役員の氏名、生年月日及び住所（様式第1号の2別紙2）

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）（以下「指定訪問看護事業者等」という。）の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第1号の3）

イ 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業又は介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に係る同条第1項に規定する居宅サービス事業若しくは同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）において、健康保険法第88条第1項又は高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護又は訪問看護に係る介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、若しくは介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに従事する職員の定数（様式第1号の3別紙1）

ウ 役員の氏名、生年月日及び住所（様式第1号の3別紙2）

2 指定医療機関の指定を更新しようとする者は、次に掲げる書類により、市長に申請するものとする。

なお、当該申請は、既に受けている指定期間の終了する日の3ヶ月前から行うことができる。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(病院又は診療所)(様式第7号の1)

イ 前回の申請(変更届出を含む)時から変更があるものについて、新規に指定を受ける場合の申請に準じた必要な書類

(2) 薬局の場合

ア 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(薬局)(様式第7号の2)

イ 前回の申請(変更届出を含む)時から変更があるものについて、第1項の規定に準じた必要な書類

(3) 指定訪問看護事業者等の場合

ア 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)(様式第7号の3)

イ 前回の申請(変更届出を含む)時から変更があるものについて、第1項の規定に準じた必要な書類

(結果通知)

第4 市長は、法第59条第1項に基づく申請内容の審査を行い、その結果を下記により申請者に対し通知するものとする。

- (1) 指定を通知する場合の様式は、様式第2号の1とする。
- (2) 指定を却下する場合の様式は、様式第2号の2とする。
- (3) 指定を保留する場合の様式は、様式第2号の3とする。
- (4) 主として担当する医師の変更が適当でない場合の様式は、様式第2号の4とする。

2 市長は、法第60条に基づく申請内容の審査を行い、その結果を下記により申請者に対し通知するものとする。

- (1) 指定を通知する場合の様式は、様式第8号の1とする。
- (2) 指定を却下する場合の様式は、様式第8号の2とする。
- (3) 指定を保留する場合の様式は、様式第8号の3とする。
- (4) 主として担当する医師の変更が適当でない場合の様式は、様式第8号の4とする。

(指定期間)

第5 指定期間は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日を始期とし、始期から6年以内とする。

(指定申請事項等の変更届)

第6 指定自立支援医療機関の開設者は、次の事項に変更が生じたときは、法第64条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「省令」という。)第61条及び第62条の規定により、速やかに指定自立支援医療機関(精神通院医療)変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

イ 保険医療機関(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう)である旨

ウ 標ぼうしている診療科名

エ 指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名、生年月日、住所及び経歴

オ 役員の氏名、生年月日及び住所

カ その他必要な事項

(2) 薬局の場合

ア 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

- イ 保険薬局(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう)である旨
- ウ 薬剤師の氏名、生年月日、住所及び経歴
- エ 役員の氏名、生年月日及び住所
- オ その他必要な事項

(3) 指定訪問看護事業者等の場合

- ア 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- イ 指定訪問看護事業者等である旨
- ウ 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護等に従事する職員の定数
- エ 役員の氏名、生年月日及び住所
- オ その他必要な事項

(指定の辞退)

第7 指定自立支援医療機関の開設者は、省令第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとするときは、1か月以上の予告期間を設けて、指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定辞退届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(休止等の届出)

第8 指定自立支援医療機関の開設者は、次の各号に掲げる場合には、省令第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)休止・廃止・再開・処分届出書(様式第5号)を、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 業務を休止し、廃止し、又は再開(以下「休止等」という。)したとき
- (2) 医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき

(指定の取消し)

第9 市長は、法第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取消したときは、指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定取消書(様式第6号)を当該指定自立支援医療機関開設者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第 1

### 浜松市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の基準を次のように定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所においては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 3 病院及び診療所においては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。  
ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)のみを満たしていることとする。  
(1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。  
(2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3 年以上あること。  
また、精神科医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。
- 4 薬局においては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、3 年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。  
なお、新規開局する保険薬局においては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に 3 年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。
- 5 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）においては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

様式第1号の1（用紙 日本工業規格A4縦型）

**指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書  
（病院又は診療所）**

保険医療機関	医療機関コード			
	ふりがな 名 称			
	所在地	（ - ）		
	電話番号			
開設者	住所	（ - ）		
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
標榜している診療科名				
主として担当する医師の氏名				
主として担当する医師の経歴		（別紙1）		
役員の氏名、生年月日及び住所		（別紙2）		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p align="center">年 月 日</p> <p align="center">開設者 住 所 氏名又は名称</p> <p align="right">印</p> <p>浜松市長</p>				

標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項各号( 第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く )に該当しないことを誓約すること。

1 第 4 号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 5 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律( 児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法 )で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 5 号の 2 関係

申請者が、労働に関する法律( 労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律 )で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 6 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法( 平成 5 年法律第 88 号 )第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者( 以下「役員等」という。 )であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 8 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 )で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 9 号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 )で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 10 号関係

第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 8 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人( 指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。 )の役員等又はその申出に係る法人でない者( 当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 )の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 11 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 12 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 11 号までのいずれかに該当する。

10 第 13 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 4 号から第 11 号までのいずれかに該当する。

様式第1号の1  
(別紙1)

経 歴 書

ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現 住 所			
期 間 年 月 ~ 年 月	任 免 事 項		

氏名については、記名押印又は自署のいずれかとする。





様式第1号の2（用紙 日本工業規格A4縦型）

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書  
（薬局）

保険薬局	医療機関コード			
	ふりがな 名称			
	所在地	（ - ）		
	電話番号			
開設者	住所	（ - ）		
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
管理薬剤師の氏名			経歴	（別紙1）
役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所			（別紙2）	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所 氏名又は名称 印</p> <p>浜松市長</p>				

新規開局の場合、他の指定自立支援医療機関で管理薬剤師としての勤務経験を有する薬剤師を配置すること。

管理薬剤師の調剤実務経験が3年に満たない場合は、3年以上の調剤実務経験を有する薬剤師を別途配置すること。

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 3 項で準用する同法第 3 6 条第 3 項各号 ( 第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く ) に該当しないことを誓約すること。

1 第 4 号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 5 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律 ( 児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 5 号の 2 関係

申請者が、労働に関する法律 ( 労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 6 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法 ( 平成 5 年法律第 8 8 号 ) 第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者 ( 以下「役員等」という。 ) であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 8 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 9 号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 1 0 号関係

第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 8 号の通知の日前 6 0 日以内にその申出に係る法人 ( 指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。 ) の役員等又はその申出に係る法人でない者 ( 当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 1 1 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 1 2 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する。

1 0 第 1 3 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 4 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する。

様式第1号の2

(別紙1)

### 経 歴 書

学位		ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					
期 間 年 月 ~ 年 月	職 歴				

管理薬剤師の調剤実務経験が3年を満たない場合は、3年以上調剤実務経験を有する薬剤師の経歴書も添付すること。

#### 【新規開局の場合】

過去に管理薬剤師として勤務した指定自立支援医療機関の経歴を具体的に記載してください。

期 間 年 月 ~ 年 月	指定自立支援 医療機関名	医療機関所在地

氏名については、記名押印又は自署のいずれかとすること。



**指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書  
（指定訪問看護事業者等）**

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事業所の所在地		
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
職 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
	医療機関コード		
	職員の定数		（別紙1）
役員の名、生年月日及び住所			（別紙2）
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請する。 また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。  年 月 日  指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名 称 代表者			
浜松市長			印

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第 1 号の 3

(別紙 1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護  
又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限  
る）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定  
する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。





様式第2号の1

(指定自立支援医療機関の指定)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

} 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項の  
規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について

年 月 日付けの申請について、その内容を審査した結果、障害者の日常生活  
及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)  
第59条第1項の規定により、年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるか  
ら了知されたい。

- 1 主として担当する医師、名称、所在地等法第64条及び障害者の日常生活及び社会生  
活を総合的に支援する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条に規  
定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第  
66号)により自立支援医療(精神通院医療)の適正な実施に努めること。

名 称	主として担当する医師の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称

様式第2号の2

(指定自立支援医療機関の指定をしないこととした場合)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者 } 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について

年 月 日付けの申請については、その内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算し1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号の3  
(指定申請に関する質問)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者 } 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項  
による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について

年 月 日付けで申請のあった (医療機関等名を記載)に係る標  
記については、指定申請の内容を審査した結果、次のとおり不明な点があるため指定を保  
留したので、次の事項に対する回答につき、よろしくお取り計らい願いたい。

名 称	不 明 な 点

「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

様式第2号の4

(主として担当する医師の変更が適当でない場合)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者様

浜松市長

指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出について

年 月 日付けで届出のあった標記については、内容を確認した結果、次の指定自立支援医療機関の医師は、自立支援医療を主として担当する医師として適当でなく、他の適当な医師に変更し、改めて担当医師の変更等の手続をとることが必要であると思われるので、早急に所要の手続を検討されたい。

指定自立支援医療機関の名称	医師の氏名

教 示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算し1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(用紙 日本工業規格A4縦型)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)変更届出書  
(病院又は診療所・薬局・訪問看護事業者) いずれかを で囲んでください。

保険医療機関	医療機関コード	
	ふりがな 名称	
変更事由 (該当項目に を記入すること)	<p>&lt; 共通 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関の名称</li><li>・開設者の住所</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul> <p>&lt; 病院・診療所 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・標ぼうしている診療科名 (自立支援医療の種類に関係があるものに限る。)</li><li>・主として担当する医師</li></ul> <p>&lt; 薬局 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担当する薬剤師</li></ul> <p>&lt; 訪問看護事業者 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員の定数</li></ul> <p>・医療機関の所在地</p> <p>・開設者の氏名又は名称</p>	
変更内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住 所 氏名又は名称</p> <p>浜松市長</p> <p>印</p>		

(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 主として担当する医師が変更になった場合は、様式第1号の1(別紙1)の経歴書及び医師免許証の写しを添付すること。
- 3 担当する薬剤師が変更になった場合は、様式1号の2(別紙1)の経歴書及び薬剤師免許証の写しを添付すること。
- 4 役員の氏名、生年月日及び住所が変更になった場合は、様式第1号の1(別紙2)又は様式第1号の2(別紙2)若しくは様式第1号の3(別紙2)を添付すること。

様式第4号(用紙 日本工業規格A4縦型)

### 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退届

指定自立支援 医療機関	医療機関コード	
	ふ り が な 名            称	
	所   在   地	(            -            )
	電 話 番 号	
辞退年月日		年   月   日
辞退理由		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を辞退したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年          月          日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>医療機関開設者</p> <p>住                  所</p> <p>氏名又は名称</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">浜松市長</p>		

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 休止・廃止・再開・処分届出書

指定自立支援 医療機関	医療機関コード	
	ふりがな 名称	
	所在地	( - )
	電話番号	
休止・廃止・再開年月日		年 月 日
休止・廃止の理由		
関係法令に規定の 処分を受けた場合 の処分内容 (該当番号に を 記入すること)	1 医療法第 2 4 条、第 2 8 条若しくは第 2 9 条 2 健康保険法第 9 5 条 3 介護保険法第 7 7 条第 1 項 4 薬事法第 7 2 条第 4 項若しくは第 7 5 条第 1 項	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 6 3 条の規定に基づく届出を行うべき事項が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>浜松市長</p>		

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定取消書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）としての指定を取り消す。

記

- 1 医療機関名
- 2 医療機関所在地
- 3 開設者名
- 4 指定取消年月日 年 月 日
- 5 取消理由

教 示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、浜松市長に対してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算し 1 年を経過するとできなくなります。）なお、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。



**指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書  
（病院又は診療所）**

保険医療機関	医療機関コード			
	ふりがな 名 称			
	所 在 地	（ - ）		
	電 話 番 号			
開 設 者	住 所	（ - ）		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
標榜している診療科名				
主として担当する医師の経歴		（別紙1）		
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p align="center">開 設 者</p> <p align="center">住            所</p> <p align="center">氏名又は名称</p> <p align="right">印</p> <p>浜松市長</p>				

標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に係る診療科目のみで差し支えない。

「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙2を添付すること。

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 3 項で準用する同法第 3 6 条第 3 項各号 ( 第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く ) に該当しないことを誓約すること。

1 第 4 号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 5 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律 ( 児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 5 号の 2 関係

申請者が、労働に関する法律 ( 労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 6 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法 ( 平成 5 年法律第 8 8 号 ) 第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者 ( 以下「役員等」という。 ) であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 8 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 9 号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 1 0 号関係

第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 8 号の通知の日前 6 0 日以内にその申出に係る法人 ( 指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。 ) の役員等又はその申出に係る法人でない者 ( 当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 1 1 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 1 2 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する。

1 0 第 1 3 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第7号の1  
(別紙1)

経 歴 書

ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現 住 所			
期 間 年 月 ~ 年 月	任 免 事 項		

氏名については、記名押印又は自署のいずれかとする。



**指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書  
（薬局）**

保 険 薬 局	医療機関コード			
	ふりがな 名 称			
	所 在 地	(       -       )		
	電話番号			
開 設 者	住 所	(       -       )		
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
薬 剤 師 の 氏 名			経 歴	(別紙1)
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無		有 ・ 無		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p align="center">開 設 者</p> <p align="center">住            所</p> <p align="center">氏名又は名称</p> <p align="right">印</p> <p>浜松市長</p>				

「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙2を添付すること。

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 9 条第 3 項で準用する同法第 3 6 条第 3 項各号 ( 第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く ) に該当しないことを誓約すること。

1 第 4 号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第 5 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律 ( 児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第 5 号の 2 関係

申請者が、労働に関する法律 ( 労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律 ) で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第 6 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法 ( 平成 5 年法律第 8 8 号 ) 第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者 ( 以下「役員等」という。 ) であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第 8 号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

6 第 9 号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者 ( 指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

7 第 1 0 号関係

第 8 号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 8 号の通知の日前 6 0 日以内にその申出に係る法人 ( 指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。 ) の役員等又はその申出に係る法人でない者 ( 当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 ) の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。

8 第 1 1 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 1 2 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 1 1 号までのいずれかに該当する。

1 0 第 1 3 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。



様式第7号の2

(別紙1)

経 歴 書

学位		ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					
期 間 年 月 ~ 年 月	職 歴				

管理薬剤師の調剤実務経験が3年に満たない場合は、3年以上調剤実務経験を有する薬剤師の経歴書も添付すること。

【新規開局の場合】

過去に管理薬剤師として勤務した指定自立支援医療機関について、具体的に記載してください。

期 間 年 月 ~ 年 月	指定自立支援 医療機関名	医療機関所在地

氏名については、記名押印又は自署のいずれかとする。



(様式第7号の3)(用紙 日本工業規格A4縦型)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定更新申請書  
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事業所の所在地		
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
		職 名	
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
	医療機関コード		
	職員の定数の変更の有無		有 ・ 無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無			有 ・ 無
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新されたく申請する。</p> <p>また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名 称 代表者</p> <p>浜松市長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

「職員の定数の変更の有無」、「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無」において、直近の指定の申請(変更届出含む)から変更があった場合は、それぞれ別紙1、別紙2を添付すること。

( 誓約項目 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定を辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

様式第7号の3

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護  
又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限  
る。)若しくは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定  
する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。



様式第8号の1  
(指定自立支援医療機関の指定)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

} 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新について

年 月 日付けの申請について、その内容を審査した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第60条第1項の規定により、年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 主として担当する医師、名称、所在地法第64条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第60条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第66号)により自立支援医療(精神通院医療)の適正な実施に努めること。

名 称	主として担当する医師の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称

様式第8号の2

(指定自立支援医療機関の指定を更新しないこととした場合)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

} 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について

年 月 日付けの申請については、その内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算し1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第 8 号の 3  
(指定申請に関する質問)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者

} 様

浜松市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 0 条第 1  
項による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

年 月 日付けで申請のあった に係る標記については、指定申請の内容を審査した結果、次のとおり不明な点があるため指定を保留したので、次の事項に対する回答につき、よろしくお取り計らい願いたい。

名 称	不 明 な 点

「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

様式第8号の4

(主として担当する医師の変更が適当でない場合)

第 号  
年 月 日

医療機関の開設者様

浜松市長

指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出について

年 月 日付で届出のあった標記については、内容を確認した結果、次の指定自立支援医療機関の医師は、自立支援医療を主として担当する医師として適当でなく、他の適当な医師に変更し、改めて担当医師の変更等の手続をとることが必要であると思われるので、早急に所要の手続を検討されたい。

指定自立支援医療機関の名称	医師の氏名

教 示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算し1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。